令和４年７月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和４年７月12日（火）　13時30分より

場　所　　松野町役場２階　議場兼大会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：12名　　欠席：１名

３．農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	出席
	3	蕨　生	金谷　純一	欠席
	4	富　岡	加賀田幸二	出席
	5	吉　野	太田　善英	出席
	6	―	山崎　　匡	出席
	7	豊岡前	毛利　彰男	出席
	8	松　丸	山口　賢三	出席
	9	目　黒	河野　和平	出席
	10	豊岡後	森口　　泰	出席
	11	延野々	石田　芳久	出席
	12	奥野川	滝口　博臣	出席
	13	―	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎　幸紀	出席
	松田　荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　恒夫	出席

農業委員会事務局
　農業委員会事務局長　　小西　　亨
　農業委員会事務局次長　　中平　大介
　農業委員会事務局主事　　岡本　　渉

４．議長選出他
　議長　　村田　和宏
　会議録署名委員　　毛利　彰男
　　山口　賢三

　会議書記　　岡本　　渉

５．閉会の日時
　令和４年７月12日（火）　　14時30分

６．議事日程
　　議案第１号　農用地利用集積計画（案）の承認について
　　議案第２号　農地原形変更届について

７．会議の概要

小西事務局長	改めまして皆さんこんにちは。後で会長にもご挨拶いただきますが、非常に暑い日が続いております。空梅雨のような梅雨で梅雨明けが早かったという事もありまして、この後の天気が心配しておりますけども、少し今週はぐずついたような天気ではありますが、やっぱり暑さだけは厳しいということで、皆様にも健康には留意をされてお過ごしていただければと思っております。また今日は愛媛県内でもコロナの感染者が千人を超えるという速報が出されておりまして、このあとまた知事が会見をするのか、自宅待機が解けとるのか分かりませんが、県のほうから何らかの発表があると思います。それを踏まえて松野町でもまた対策会議を後刻やるようには予定しておりますが、最近ちらほら松野町の中からも感染者が出ておりますが、これはオミクロ

ン株がだんだん変化をして、感染をしやすくなりつつ弱毒かするというこういうウイルスが流行る、流行の一番最後のほうの流れになっとるんじゃないかと思います。国のほうの対応が今後どうなるかということによって、経済活動にも非常に大きな影響を与えるのではないかと思いますので、現状を踏まえながらきちっとした対応がとれる状況をつくっていただきたいなというふうに思っております。数にだけ左右される状況はもうかなり過ぎとるんじゃないかと思いますので、正しく恐れるという状況をしっかり踏まえることが重要ではないかなと思っております。これから夏に向けて大きなイベントを再開してはとか、いろいろな事を計画をされとる中で現状を踏まえまして、今後の先行きがまた見通せない状況になってきておりますけれども、その点も踏まえながら皆さんと共にこの農業委員会の活動もしっかりやっていただけたらと思っています。

今日は案件は非常に少ないんですが活動の状況、法の改正がありまして事務局から本年度改選が終わった後皆さんの活動の内容の記録とかいろいろお願いをしとりまして、ご迷惑かけとりますがその中でも対応が国のほうからの指示も変わってきておるところがありますので、そういう事も踏まえてまた後で、事務局のほうから内容の説明をさせていただいたらと思っております。暑い中ですが今後ともご協力いただきますようよろしくお願いします。前置きが長くなりましたが開会にさせていただいたらと思います。

会長のほうからも一言ご挨拶をよろしくお願いします。

村田会長　皆さんこんにちは。暑い中お集まりありがとうございました。局長も言われたようにコロナがある程度終息に近くいうこともないんですけど、マスクも少し外しながら行動をというのをテレビでちらほら

言われとたんですが、また第７波になるんですかね、それくらいにまた極端に増えとります。松野町でもまた数名の方が感染したいうことがありますけど、くれぐれもみなさんも気をつけていただいて農業委員会の活動のほうをよろしくお願い致します。

今日は案件が少ないんですけど、その他で事務局のほうからのアドバイス的なことをいろいろとしていただいたら思います。よろしくお願い致します。

それでは早速ですが議事録署名委員なんですけど、7番毛利委員さん、８番山口委員さんによろしくお願いをします。

４番の報告事項なんですけど、事務局のほうで何かありましたら。

岡本主事　その他でお願いします。

村田会長　その他のほうでよろしくお願い致します。早速議事に入りたいと思います。

議案第１号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題とし事務局のほうから説明をお願い致します。

岡本主事　資料４ページをお開き下さい。農用地利用集積計画（案）の承認について、利用権設定でございます。番号25番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、地目は田、面積は713㎡です。賃貸借で５年６ヶ月の契約となっております。図は５ページをご覧下さい、こちら継続の案件となっております。今月は以上１件でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたけど、今回は継続いうことで、計画の通り承認でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございました。続きまして議案第２号「農地原形変更届について」を議題とし、事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　資料７ページをお開き下さい。農地の原形変更届が出ております。所在ですが豊岡〇〇〇番、地目は畑、面積は27㎡、届出者は〇〇〇さん。位置図は８ページをご覧下さい。原形変更しようとする事由の詳細ですが、申請地は傾斜地であり、畑としての利用に支障が生じていることから、農地を嵩上げし利便性の向上を図りたいということでございます。状況としては傾斜地になっておるので、端のほうに擁壁とか石積をついて、土をあげれるような状態にして、埋め上げてレベルを隣接地と一体にしたいというふうな状況でございます。届出地は畑ですので水利組合の同意は不要でございますが、隣接する農地の所有者の方からの承諾、それから地元の農業委員さんの副申書、それぞれいただいております。計画変更の詳細ですが先ほど言ったように擁壁を一部ついて埋め上げてレベルを合わせるということでございまして、変更の工期は農業委員会で承認をいただいた後から３ヶ月以内に終わらせるということでございます。

説明は以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたが、これは面積の少ないところで畑に利用されるのかどういう利用か分かりませんけど、利便性を良くするための

嵩上げらしいんですけど、何かありますか。

ご意見なければ、届出の通りよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございました。これで一応審議のほうは終わりになりますけど、その他でちょっとかまいませんか。

その他に入りたいと思います。その他で今のような農地の原形変更届なんですけど、このような小さい面積でほんの少しの形を変えるとかいうのは格別それほどでも無いんですけど、結構広い範囲を建設会社関係が埋める時なんかが、残土処理のために埋めるようなとこがあるんですけど、それが２年３年４年いうて経つとこあります。これはどういうたらいいもんか思って。いつもは大体２・３ヶ月いうようなあれで許可になるんですけど、大体何年もかかってそのままずっとなるんですが、建設の関係のとこが一番ルーズじゃないかなと思って。

岡本主事　おっしゃる通りでして、基本的に原形変更したいという事は、今現在の農地としての活用に支障があるという事で、例えば土を入れたりとか、作業をしたいというのが大前提という事になろうかと思います。なので基本的には２・３ヶ月であるとか、多少期間がかかるのであれば半年とか、そういったぐらいの作業期間であるというのは妥当だと思います。で、建設残土を入れる事そのものに関しては、特にダメですというふうな事も無くて、たまたまそういう建設業界、土木の会社の人らが残土の処理に多少困っとる状況と農地の所有者が土を入れて嵩上げしたいんやけど土が無いんよ、値段が高いんよねという話で、お互いの利害が一致して、埋め上げるのに多少入れさせてもら

うっていうのは全然ありで、その後の埋め上げた後に農地としてちゃんと使える状況になるのであれば委員会としては特段指摘する事項では無いというのが現状の整理です。

作業期間があまりにも超大になっとるというのは、確かにおっしゃるとおりなんで一回本人らに指導、聞き取りをした方がいいですね。

村田会長

原形変更で残土を埋めるのもいいけど、残土いうのは肥泥を入れるんやなしに、肥泥以外のものが結構入るんやけど、それをするんやったら肥泥もはいどいてとかいうようなやり方をするなら後々の使い方が農地として使うのが出来るんやけど、結局肥泥は埋めてしまう残土入れる、ということは残土の処理場としての届出みたいな感じにとれるんじゃないろか。大概のとこそういうやり方になっとるんやないか思って。きれいにほんとに肥泥をのけて、残土入れよるんやったら別やけど。一緒に埋めて後からそこに何か植えるんやったらいいかもしれんけど、おそらく物はできんと思うんやけど、ある程度の肥泥は必要いうか。

岡本主事

今会長が言われとる実際の案件については、こちらの方も当事者らに状況を聞こうと思います。先ほど言われてように肥泥が無いとどんなものでも育ちは悪いと思うので、そこら辺は十分に事前に指導をした上で、肥泥はいったん除けて土を入れた後に肥泥を上に載せて営農ができるようにという指導はしようと思います。参考までに今回の原形変更の分についても土地の所有者、届出者になるんですが農地法とかそういうふうな事は全然ご存じ無い方でしたので、宅地の隣接地というのもあるんですけど、そこは宅地のように扱ってはダメですよと、ちゃんと農地は農地として扱うようにして下さいねというふうな

指導のほうは事前にさせていただいとるので、こちらについては問題無いかと思いますけど、これ以降の件、それから今回の件については指導をちゃんと出来るように我々も気をつけたいと思います。

山崎委員　先ほど言いよった３ヶ月から半年間の工事期間が妥当というのは、法的にそういうふうな定義があるんですか。

岡本主事　定義は無いんですけど、ただ農地法も農業委員会の届出何でもそうなんですけど、基本的にはやはり、今これをやりたいから申請するというのが大前提なんです。例えば農地を転用するという時に家を実際建て始めるのは３年後だけど先に転用申請したいですと言われてもそれはダメですと、家を建てる段階になってから申請して下さいというふうな話になるので、今必要だからという理由が無いとあまりの早いタイミングで申請を出すっていうのは、受付できないというふうになっておりますので、この原形変更届にしてもやはり今やりたい、どうしても緊急とまでは言わなくても、どうしても必要性があるんでこういう作業をさせて下さいというふうな届出の内容になるので、であればそれにかかる期間もそこまで長くは無いだろうと。もちろん事業によっては長くかかる場合もあると思うんで、それはそれなんですけど、であれば大体２・３ヶ月から長くて半年ぐらいが妥当じゃないかというふうには考えています。

山崎委員　例えば半年の工事期間という事で申請されとって、先ほど会長が言われとったように２年３年とかかりよるっていう、途中での延長申請とかそういうものは半年後の指導とか義務づけも無いし、その時に通れば工事がだらだら２年かかっても３年かかっても、何も当委員会の

ほうでは言う事もできないし、指導もできないということなんですか。

岡本主事　　指導は出来ます。

山崎委員　　指導はできる、ただそういう現状状態で２年も３年も最初の工事期間は半年やけど２年３年かかってるという現状があるいう事やったら、工事期間が終わった時に工事期間が延長しなければ、工事ができあがって無いんですという申請をあげさせるっていうのが本来の形なんかなと単純に思ってしまうんですけど、ただその時だけ通れば、期間が長引いても何にも無い、そのままほったらかし状態なのが現状なのが問題。

岡本主事　　確かに厳密にやろうと思えば、元々申請しておいた期間を超えるのが分かった時点で計画変更の申請なりはしてもらうのが本来だとは思うんですけど、そこら辺はこちらも出来てなかった部分があるので。

小西事務局長　　原形変更は届出制で本来、うちは農業委員会かけとるんやけど、農業委員会の審議案件とはまた別なんです本来は。うちは委員の皆さんにも状況分かっとってもらわんといけんのでかけた後でやって下さいね、という運用をしてるので、本来はこの総会かけんでも事務局的な判断でつじつまが合ってれば受付さえすればいい訳なんですが、今みたいな案件も含むので、皆さんに周知をした上で着工してもらういう事にはしております。原形変更だけなら今みたいな事になるんですが、転用案件で農地を宅地にしたい、雑種地にしたい、工場を建てる

ので という転用案件を出してしまえば、転用を掛けた時点で農地としてのこちらの指導案件は基本は無くなります。だから半年で埋め上げて家を建てますよて言うても、残土が無かってなあいうような案件がいくらかあるんですが、経過は踏まえて指導はしよるんですけど、それを止めたりとか、是が非でも権限でどうにかするっていう事はなかなか出来なくなるので、実際に計画通りに進まなかった時はしんどいんですが、だからといって、ちゃんとお前らせんけん許可せんぞという話は基本はできない、計画通りやるっていう事を言われれば性善説でやらんといかんので、そういう事にはなってはきますけども、許可出しとる案件が終わってないのに次の案件の許可は基本は出しません、それが終わらないと進めないということは、担保としてはやれると思いますけれども、そこら辺はうちだけじゃ無くて今までいろんなところ、案件で問題視される事もあるし、トラブルのネタになった時もあるし、原形変更なら特に農地として使うことが前提で、利便性を上げるのに形をかえるというのが基本なので、やった後に農地としての使いようが無くて、残土処理しただけという事になればこれは問題です。そこら辺は申請行為の内容と現状がどうなのかという事で、虚偽になっとる部分についての指導はしっかり出来ると思うんですが、ただ課程で遅れてしまってるという所は実行制をしっかりやれいうて指導するのがいっぱいいっぱいなのかないう所はありますが、現場が追いついて無いとこの指導は定期的にやってる事はやってます。受け止めて現場で実行制を持ってやってもらうかどうかっていうのは、申請者の問題になってくるので、その辺は事務局だけがいうと、やっぱり事務局の意見でしか無いので、会長さんなり委員さんの現場が遅れとる事への総意として農業委員会のなかでも申請行為は他にも発生して問題があるからしっかりやってくれいう決議でもして本人に

渡すと事務局の指導というよりは少し重たい指導になってくるので、場合によってはそういう事も皆さんの中で協議をしてですね、申請者にしっかり受け止めなきゃダメですよ、それがあるから許可してるんだから守るべき内容は守って下さいというような事をかえすのも一つの手かもしれませんので、今後のこういう案件によりけりまた皆さんと協議をしながらしっかりと法律を守ってもらうことを監視するのがこの委員会の一つの大きな役目ですので、そういう事に皆さんで気をつけながらやっていただけたらありがたいかなと。事務局の指導も当然しながらでも、なかなかそれの実行制が無い場合についてはまた委員会の中で取り上げて協議をしてもらうというような事も皆さんでも考えていただけたらなと思います。

村田会長　　そしたら事務局のほうから。

岡本主事　　※事務局よりその他５件の説明あり。

山口委員　　よろしいですか。農地パトロールしていた時に、お米を作っとる人に相談を受けました。内容としましては、田んぼ近くに街路灯があります。その街路灯が以前は水銀灯やったんですけれども、LEDに変わってかなり照明がきつくなった。田んぼに直接いくような感じになったんです。以前も私何年か前にも広見のほうで、〇〇〇の前のほうに信号がありますよね。あの信号機の元の田んぼに、ちょっと知り合いの田んぼやったんですけれども、そこが刈り入れの時になっても全然熟さない、そういう傾向がありました。今現在鬼北ではその田んぼは作ってはいません。そういった形で水銀灯からだんだんLEDに変わっていきよるような状態じゃないんですか、街路灯にしてもそれが心配

で相談を受けたんですが、他の地区でもそういうような相談を受けた事は無いでしょうか。

太田委員　　吉野も何年か前あって、西の端の川のとこにあるんですが、ここは町が付け替えてもろとったかな、町じゃなかったかな。

小西事務局長　　ちょうど町道に移管する前ぐらいの話やなかったですか。県道の時やなかったですか。

太田委員　　それが切り替えになって、夜になったら反対に照らすようになって、今現在はLEDになっとって、今ちょっと消えとるらしいんですが、そこがきれいに穂が出んので止めとります。

小西事務局長　　山口委員さんが言いよるところの、案件はうちのほうにも出てきて、防災安全課とうちのほうでも確認をして、どう対応するかを今ちょっと検討してます。うちは農家を守らんといけん立場があるので、こういう生育に影響があることについては改善を当然してもらわんといけんのですが、やはり防犯の意味を全部除けて、電気を消せいう話もできんので、影響が無い状況で、尚かつ防犯的に明かりを灯す方法がないのかいうのを今ちょっと防災のほうとも検討をしてます。確かに穂の出方が全然遅れているのも確認してますし、夜の明かりの当たり方でそこの部分だけ影響出とるいうのも確認しとるので、そこら辺をふまえてですね、明かりが道路と田んぼで上手に切れるような細工ができるのか、もしくはLEDなんで明るい一定のとこだけ向き変えれば、水銀灯みたいにぼやっと光る訳じゃないので、その辺の検討をちょっと今やってるところです。もしそういう案件があれば、また農

林課にもご一報いただいたら、防災とか、もしくは県道、国道であればその管理者である南予地方局との協議もせんといけんなりますので、またそういう案件があれば特にお知らせを願いたいなと思います。

松丸なんかも部落で年次計画を立てて水銀灯をLEDに変えようういう事で部落でやってるとこもありますし、当然組とかそういう防犯灯が切れるタイミングでLEDに換えよるところもたくさんあると思います。換える事によって電気代が下がるし、球を替える回数が減るので、換えるときにお金はいりますけど、長い目で見れば全然効率的だと思うので、そういう変更はかけられていくんじゃないかと思うんですが、その分明るさが増すと近隣の田んぼや畑に影響が出ることは往々にしてあると思いますので、その辺は細やかに農家の方のご意見を拾っていただいて伝えていただければ対応したいと思いますのでよろしくお願いします。

山口委員　丁度夕べ行ってみたんですよ、暗ろなってから。

小西事務局長　丁度光の範疇辺りが小さかったことないですか。

山口委員　あれやったら穂が出んかもしれん。

小西事務局長　そうですね。まあ何百も作りよるとこの一部やったらええわえいうて思うかもしれんけど、うちみたいにそもそも一反・二反しか田んぼが無いとこではとてもしんどいとこがあるので、重々分かるんですけどその辺は農家目線にたって対応したいと思います。農業委員会で扱うべきなのか農林振興課の範疇かはちょっと微妙なとこありますが

	どっちも責任者は私なので言うてもらえれば対応しますので。
村田会長	ほか無いようですか、無いようでしたらこれで終わりたいと思います。
矢野副会長	今も農業委員の活動記録を見たとき難しい事がいっぱい書いてあって、どのように活動していったらいいのかなと考えます。先ほど言われたように意識を変えていって農業委員の仕事がどういうものか改めて考える機会になるかなと思います。あまり難しい事より出来る事から変えていくという形でしっかりさせていただいたらと思います。 どうぞよろしくお願いします。
小西事務局長	以上で終わります、ありがとうございました。